# 議会運営委員会の概要

#### 1 会派異動届について

・議事調査課長から、1月25日付けで別紙のとおり県政クラブから所属議員を10名から11名に変更する会派異動届が提出された旨報告された。

### 2 2月定例会の提出案件の概要について

・総務部長から、別紙「平成30年2月定例会提出案件(予定)」により2月定例会に提出を予定している案件の概要について説明があり、了承された。

### 3 2月定例会の会期と日程(案)について

・議事調査課長から、別紙「平成30年山形県議会2月定例会日程(案)」により説明があり、了承された。

### 4 2月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について

・議事調査課長から、別紙「代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表」により説明があり、質問通告及び質疑者に関する事務局への連絡は、2月21日 (水)までとすることについて了承された。

#### 5 その他

#### (1)職員の懲戒処分について

・総務部長から、別紙「職員の懲戒処分について」により報告があり、県民に対し陳謝がなされた。

#### (2)公立学校教職員の懲戒処分について

・教育長から、別紙「公立学校教職員の懲戒処分について」により報告があり、県民に対し陳謝がなされた。

#### 【発言概要、質疑等】

(平 委員) 知事部局も含めて様々な事例が起こる。不祥事防止のための規則作りもよいが、

事例が発生したときに、職場で発言できる、議論できる、仲間意識や雰囲気が大事。仲間内で触らない感覚になっているのではないか。

- ⇒ (教育長) 不祥事が多発しているが、通知だけでなく、それぞれの事例を基にした当 事者として実感できるような教材などを使った研修を行っている。
- ⇒ (総務部長) 不祥事が発生した場合の影響について認識を共有するため、今回の啓発 冊子の改定では組織、本人、被害者への影響や事案の紹介も入れている。今回の事件を 機に改めて職場で議論しており、取組み事例も記載した。委員のご指摘は逮捕時点では 公表しなかったことを踏まえてのものと思う。今回の事案は東京でのものであり、警察 も公表せず、推定無罪の点からも公表しなかったが、様々なご指摘を受け、見直しを 行っている。昨日の情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会でも、逮捕、起訴され た事案は本人のプライバシーに配慮しながらも、把握した段階で公表する案をお示しし、委員からも了承いただいている。今後ルール化していきたい。
- (平 委員) 職場で話ができる環境、仲間内の雰囲気の積み重ねや気配りが必要だ。

### (3) 県内における大雪の状況と対応等について

・危機管理監から、別紙「県内における大雪の状況と対応等について」により報告があった。

#### 【発言概要、質疑等】

(森田 委員) 積雪が例年より多い。凍上災の適用の有無について注意しておいてほしい。

- (平 委員) 凍上災については、前回の事例では国土交通省のハードルが高く、市町村の認識 にバラつきが見られる。しっかり情報を出して市町村への気配りをお願いしたい。
- (金澤 委員) 道路と航空機の状況についての記載はあるが、鉄道は運休していないのか。福 島・米沢間の状況をしっかり把握し、要望していく必要がある。
- (阿部(昇)委員) 庄内総合支庁に豪雪対策本部ができていない。庄内の南部と北部で状況に 違いがあるためと思われるが、対策が必要な状況は庄内も同じであり、行政として同様 の対応をお願いしたい。
  - ⇒ (危機管理監) 県庁に山形県豪雪災害対策本部が設置された段階で、庄内総合支庁も その枠組みで対応しており、同様の対応を行っている。

### 6 次回議運開催日時

2月19日(月) 午前10時

# 議会運営委員会協議事項

平成 30 年 2 月 15 日 (木) 午 前 10 時

- 1 会派異動届について
- 2 2月定例会提出案件の概要について
- 3 2月定例会の会期と日程(案)について
- 4 2月定例会における代表質問、一般質問及び予算特別委員会質疑関係について
- 5 その他
- 6 次回議運開催日時

2月19日(月)午前10時

# 山形県議会議長 殿

会 派 名 県政クラブ 代表者氏名 阿 部 昇 司(記)

# 会派 異動 届

下記のとおり会派に異動があったので届けます。

記

- 1 所属議員数 10名から11名に変更する。
- 2 所属議員氏名 以下のとおり。

松田 敏男 青木 彰榮 青柳 安展

佐藤 昇 石黒 覚 金子 敏明

吉村 和武 髙橋 啓介 阿部 昇司

木村 忠三 広谷 五郎左工門

# (平成30年2月15日議会運営委員会資料)

# 平成30年2月定例会提出案件(予定)

# 1 平成29年度案件

(1) 予 算 案 件 16件

うち一般会計補正予算 補正総額 △28,800百万円

補正後累計 588,812百万円

(2) 費 用 負 担 案 件 4件

(3) 契 約 案 件 1件

(4) 財 産 処 分 案 件 1件

(5) 和 解 案 件 1件

(6) 指 定 管 理 案 件 3件

(7) その他案件 4件

合 計 30件

# 2 平成30年度案件

(1) 予 算 案 件 17件

うち一般会計当初予算 総額 605,143百万円

(2) 条 例 案 件 45件

(3) 契 約 案 件 1件

(4) 和 解 案 件 2件

合 計 65件

F	星	
Z	Z	平成三十年山形
4	A. 7	県議会二月定例会日程(案
諸	髮	)
時		,
刻	委	
内		=
	員	一十六日間
容	会	
会	等	
場		

		十六 金 委員会所属変更、閉会				特別 多 員 長 報 告	十五 木 関係常任委員長報告、採決		知事説明、関係常任委員会付託	十四 水 日本紀月、別長されば長年十二 各常任委員長報告、採決、繰越明許費議案上程			十三大休会				) 6 5	十二			_		九	4	木	八木		7 平成三十年度議案及び請願各常任委員会付託		六 火休 会	月休会	四日生休会	金休会	三・一 木 休 会 (議案調査)	二十八 水 質疑及び一般質問	二十七 火 質疑及び一般質問	-	二十五日休会	上 金	採決	ファイン	水。	二十 火 休 会(議案調査)	<ul><li>知事説明、平成二十九年度議案各常任委員会付託二・十九 月 平成二十九年度議案及び平成三十年度議案上程開会、議席の変更</li></ul>		月 日   睹   本 会
作	常 任	予算	本会議休	午前	任	算	会	١	会	午前			午前					<b>午</b> 前							<b>下</b>			本会業	午前	午前			午前							午前			午前	午前	時	Ê
并	委終	委終了			終	終	議終了		. 終	+			+					<del> -</del>							<del> -</del>			議終了	+	+			+							+			+	+		
í	了 後	了後	憩 中	時	了後			時	了後			ı	時				B	寺						B	寺			了後	時	時	時		時							時	j B	寺	時	時	刻	ij
各特別委員会	議	各常任委員会			特別委員	常任委員			係常任委員		雇 用 対 策	機管理文	後土 管強	若者支援対策		商工労働観光	林水	厚生環境	公	総務		建	工労働観	農林水産	環	公	総務	おける意見調整各常任委員会に		予			予							静	存在多員	常壬委員	議 案 説 明 会	議運	内容	
各委員会室	選	各 委 員 会 室	予算委員会	議運委員会	各委員会	各委員会	予算委員会	議運委員会	関係委員会	議運委員会	第二委員会	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第一委員会室	第六委員会室	第三委員会室	第四委員会室	<b>唐</b> 第 五 委 員 会 室	現 第 六 委 員 会 室	第二委員会	第一委		第 三 委 員 会 室	第四委員会	第五委員会	第六委員会	第二委員会室	第一委員会室	各委員会	選	予算委員会室	予算委員		予算委員会室							一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	A STATE OF S	各 委 員 会	五予算委員会室	選議運委員会室	会場	27

# 代表質問、一般質問及び予算特別委員会の質問・質疑者一覧表

(平成30年2月定例会)

# 代表質問

月 日	質問者		質問時間 (答弁含み)
2月26日 (月)	(自由民主党)	議員	80分以内
	(県政クラブ)	議員	60分以内

# 一般質問

月日	質問者		質問時間 (答弁含み)
	(自由民主党)	議員	60分以内
2月27日 (火)	(公明党)	議員	60分以内
	(自由民主党)	議員	60分以内
	(自由民主党)	議員	60分以内
2月28日 (水)	(県政クラブ)	議員	60分以内
	(自由民主党)	議員	60分以内

# 予算特別委員会質疑

月 日	質 疑 者		質疑時間 (答弁含み)
	(自由民主党)	委員	60分以内
3月2日(金)	(県政クラブ)	委員	60分以内
	(自由民主党)	委員	60分以内
	(自由民主党)	委員	60分以内
3月5日(月)	(県政クラブ)	委員	60分以内
	(自由民主党)	委員	60分以内
3月6日(火)	(無 所 属)	委員	60分以内
	(自由民主党)	委員	60分以内

【質問通告及び質疑者連絡日】2月21日 (水)

# 職員の懲戒処分について

### 1 痴漢行為を行った職員に対する処分

### (1) 被処分者

置賜総合支庁建設部道路計画課付

岡 部 博 征 (おかべ ひろゆき) (48歳、男)

### (2) 処分内容

懲戒免職

#### (3) 処分年月日

平成30年2月9日

### (4) 事案の概要

- ○平成28年8月13日 午後11時55分頃、東京駅構内の通路で女性の臀部に触れた との訴えにより、東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力 的不良行為等の防止に関する条例違反(痴漢行為)容疑で 逮捕
- ○平成28年11月16日 東京地方検察庁が東京地方裁判所に被処分者を起訴
- ○平成29年8月16日 東京地方裁判所から懲役4月(執行猶予2年)の有罪判決
- ○平成29年8月17日 控訴
- ○平成29年12月26日 東京高等裁判所から控訴棄却の判決
- ○平成29年12月27日 上告

### 2 当該事案を受けた対応

- 不祥事防止のための具体的な取組みについて各職場で改めて議論を行い、別添 啓発冊子「職員の不祥事防止に向けた取組み」の改訂を行ったところ。
- 県民の皆様の信頼回復に向けて、全庁を挙げて、不祥事の再発防止に向けた取 組みを実施していく。

# 職員の不祥事防止に向けた取組み

~県民に信頼される県職員であるために~

平成27年10月 (平成30年2月改訂)

山 形 県

# 目 次

職	員の皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ι	取組みの背景等	
	1 「職場の不祥事防止に向けた取組み」の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2 不祥事の発生状況とその背景・要因・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 不祥事の発生状況	
	(2) 不祥事の背景・要因	
	3 不祥事による影響・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (	О
	(1)組織への影響	
	(2)被害者への影響	
	(3)職員本人等への影響	
П	具体的な取組み	
	1 全庁的な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
	(1)職場から不祥事を出さないための取組み	
	(2) 職員一人ひとりの倫理観を高める取組み	
	(3) 所属長等による職員の状況把握	
	2 各職場での取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 6	6
	3 職員自らの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・19	9
	4 子どもや若者が犯罪の被害者とならない・加害者とならない取組み・・・2:	2
Ш	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4	4
	・不祥事を起こさないためのセルフチェックシート	
	・懲戒処分の基準	
	• 山形県職員服務規程(事故報告関係)	
	•各種相談窓口	

県では、全庁を挙げて不祥事防止に向けた取組みを進めているところですが、それにも関わらず、今般、県職員が逮捕・起訴されるなど重大かつ悪質な不祥事が再び発生したことは、本当に残念であり、遺憾の極みです。

これらの行為は、県の信用を著しく失墜させるものであり、県政運営に重 大な支障を及ぼす、まさにゆゆしき事態であります。

県民の皆様の期待と信頼に応え、失った信用を回復していくためには、職員一人ひとりが法令を遵守することはもとより、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、倫理観を高め、職員一丸となって、不祥事防止に向けた実効性のある対策に全庁を挙げて真剣に取り組んでいかなければなりません。

今般、全職員で危機感を共有するため、職場内研修を実施するとともに、 各職場において不祥事防止のための具体的な取組みについてあらためて議論 を行っていただきました。その結果を踏まえ、「職員の不祥事防止に向けた取 組み」の見直しを行いました。

今後、このようなことが二度と起こることのないよう、職員一人ひとりが 率先垂範を旨として、この取組みを着実に実行していくことが何より大事で す。

県行政において、その基本は「人」であると思っています。「やまがた創生」の実現には、一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが大切です。引き続き「県民視点」「現場主義」「対話重視」の3点を基本的な意識・姿勢として業務に取り組み、職場では「報告」「連絡」「相談」のホウ・レン・ソウをしっかりと実行し、お互いに挨拶や声掛けを行い、風通しの良い職場をつくっていかなければなりません。

そのことが、チームワークや心の健康につながり、県民の皆様へのサービス向上にもつながります。

「心の通う温かい県政」を基本姿勢に、県民のための県政を推し進め、県 民の皆さん一人ひとりが喜びと幸せを実感し、いきいきと輝いて生きていけ る、「住んで良し、訪れて良し」の山形県を、共に創っていきましょう。

平成30年2月

山形県知事 吉村 美栄子

# I 取組みの背景等

# 1 「職場の不祥事防止に向けた取組み」の背景

○ 全庁を挙げて不祥事防止に向けた取組みを進めているにも関わらず、その後も、残 念ながら職員による重大かつ悪質な不祥事(非違行為)が相次いで発生している。

知事部局では、平成28年度に、痴漢行為により逮捕され、今般、懲戒免職となった事案が発生している。

また、病院事業局では、平成29年度に入り、盗撮行為により逮捕され懲戒免職となった事案が発生し、教育委員会では、平成28年度に児童買春・児童ポルノ製造で逮捕され懲戒免職となった事案や建造物侵入・盗撮で逮捕され懲戒免職となった事案が発生している。

○ このような事案が後を絶たないことは、遺憾の極みである。

県民の皆様からは、電話やメール等により多くの厳しい御意見が寄せられている。 一部の職員のこうした行為が、県行政全体に対する信用を著しく損ね、県政運営に重 大な支障を及ぼすとともに、県勢発展のため日々努力している多くの職員にも大きな 影響を与えることを深く認識しなければならない。

○ これらの事案を職員一人ひとりが自らのこととしてしっかり受け止めるとともに、 法令を遵守することはもとより、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、再び このような不祥事を起こすことのないよう、全庁を挙げて取組みを進めていかなけれ ばならない。

このため、二度と不祥事を起こすことのないよう、全職員で危機感を共有するため、職場内研修を実施するとともに、各職場において不祥事防止のための具体的な取組みについてあらためて議論を実施し、その結果を踏まえ、「職員の不祥事防止に向けた取組み」の見直しを行った。

○ この非常事態を厳しく認識するとともに、県民の皆様の期待と信頼に応え、失った 信用を回復していくためには、全力で職務に取り組むことはもちろん、山形県職員と しての初心にいま一度立ち返り、基本的な心構えや姿勢を改めて確認し、ここに取り まとめた取組みを着実に実行していかなければならない。

# 2 不祥事の発生状況とその背景・要因

# (1) 不祥事の発生状況

- 職員の不祥事に係る懲戒処分事案(私的な非行事案(交通事故及び速度超過違反を除く。))は、過去10年間(平成29年度は2月9日現在)で40件発生している。
- 事案の類型別にみると、わいせつな行為等と飲酒運転・酒気帯び運転が各13件と 最も多く、次いで、酩酊による粗野な言動等が6件、ひき逃げが1件、その他不法行 為が7件となっている。

# 《類型別の発生状況》

(単位:件)

	類型	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
	痴漢		1							1	1	3
	盗撮				1		1			1	1	4
4-1214-0	強要未遂、窃盗(下着)								1			1
わいせつな行為等	児童買春、児童ポルノ製造								1	1		2
は打局寺	公然わいせつ							1				1
	児童生徒との不適切な関係				1	1						2
	(小計)		1		2	1	1	1	2	3	2	13
<b>≖/2≖1.</b> - L	暴行・器物損壊	1			1	1						3
酩酊による地野な	住居侵入				1			1				2
る粗野な言動等	迷惑行為、わいせつな言辞	1										1
吉斯寺	(小計)	2			2	1		1				6
	詐欺、着服、窃盗・万引き等			1			1		1	1		4
7 0 14	廃棄物処理法違反(野焼き)					1						1
その他	私印偽造・有印私文書偽造					1						1
不法行為	犯罪収益移転防止法違反					1						1
(小計)				1		3	1		1	1		7
飲酒運転・酒気帯び運転			1	1	1	3	1		2	1		13
ひき逃げ	ひき逃げ(救護措置義務違反)							1				1
	合 計			2	5	8	3	3	5	5	2	40

# 《任命権者別の発生状況》

(単位:件)

任 命 権 者	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
知事	2	2		2	2	1		3		1	13
企業管理者						1					1
病院事業管理者					1	1				1	3
教育委員会	3		2	3	5		3	2	5		23
合 計	5	2	2	5	8	3	3	5	5	2	40

## (2) 不祥事の背景・要因

○ 近年の不祥事に係る懲戒処分事案について、事情聴取の記録等を基に、当事者の動機や背景事情等を分析したところ、不祥事に至る要因には次のような傾向が見られる。

# ① 事案類型別の背景・要因

≪わいせつな行為等(痴漢、盗撮、強要未遂、児童買春、児童ポルノ製造等)≫

### ⇒規範意識不足、自制心不足、仕事や私生活上の悩み

- ・ 痴漢、盗撮等のわいせつ事案については、「日ごろの仕事の疲れを癒すために非 日常的なスリルを味わいたくなり盗撮行為に及んだ」「犯罪という認識はあったが、 理性より欲求が上回った」「良くないこととは思ったが、欲求を止められなかった」 「最初は偶然触れたものだが反応がなかったため続けてしまった」「これくらいな ら大丈夫」「ぶつかったふりをして」「性的興奮を求めた」など、規範意識が不足し、 自己の欲求を自制できなかったことが主な要因と考えられる。
- ・ 「仕事上のストレスがあった」「気分を晴らそうとして」行為に及んだ事案もあり、仕事や私生活上の悩みも要因の一つであると考えられる。
- ・ 深夜まで一人で時間外勤務をした後、職場のパソコンを使用して強要の文書を作成した事案もあり、時間外勤務のあり方や情報セキュリティポリシーの徹底についても検討すべき要因の一つと考えられる。

### ≪酩酊による粗野な言動等(暴行・器物損壊、住居侵入、迷惑行為)≫

# ⇒自制心不足

・ 飲酒に関連して、泥酔し器物損壊を行ったことすら覚えていない事案、高ぶった 感情が衝動的な行動につながり暴行や器物損壊に及んだと考えられる事案、酩酊し 自分のアパートに戻るつもりで他人のアパートに入った事案については、飲酒に対 する自己抑制力の甘さや、飲酒により自制心を失ったことが主な要因と考えられる。

# ≪その他不法行為(着服・私的使用、詐欺、廃棄物処理法違反)≫ ⇒規範意識不足

・ 決裁後に引き出した現金を生活費や遊興費に使った事案、虚偽申請により不正に 交付を受けた「り災届出証明書」を利用して高速道路料金の支払いを免れた事案、 服やダンボール等を田んぼで燃やした廃棄物処理法違反の事案については、「後か ら返して帳尻を合わせればよいと思った」「軽い気持ちで」「家族に頼まれ」など、 不法行為の認識が希薄なことが主な要因と考えられる。

#### ≪飲酒運転・酒気帯び運転≫

#### ⇒規範意識不足、自制心不足、私生活上の悩み

- ・ 飲酒運転・酒気帯び運転の事案については、深く眠った後(2時間程度)で足取りは確かで、運転しても大丈夫と考えて運転したもの、飲酒後に相当の時間(4~12時間程度)が経過したためアルコールが抜けたと考えて運転したもの、翌朝まで寝るつもりで車中泊をしたが途中で車を移動しなければならなくなり運転したものなど、規範意識が不足していたことが主な要因と考えられる。
- ・ アルコール依存症の治療を受けていたが、普段注意する家族と離れたことから酒 に手を出してしまい飲酒運転に及んだ事案については、自制心の不足が主な要因と 考えられる。
- 私生活上の悩みを抱えており、私的なトラブルが原因で夜になっても眠れず、多

量の薬を服用後に飲酒し、翌日の夕方に酒気帯び運転で検挙された事案については、プライベートの悩みも要因になったと考えられる。

#### ② 共通の背景・要因

### 《年齢·職位≫

- 事案の当事者は20代から60歳まで幅広い年齢層にわたっている。
- ・ 職位については、一般級から課長級まで全般にわたっている。

# ≪緊張感等の欠如≫

- 県民から見られているという緊張感が欠如している。
- 人生を棒に振るような重大な結果を招くという想像力が欠如している。

### ≪職場・家庭環境等≫

- ・ 当事者が、非違行為の背景として仕事の負担感が増えたことや仕事をうまく進められなかったこと、職場の人間関係を挙げた事案があった。職場でのストレスが非 違行為の遠因となっている可能性も考えられる。
- ・ また、家族間の問題や私生活上の悩みを挙げた事案もあり、家庭環境やプライベートでのストレスが遠因となっている可能性も考えられる。
- ・ さらに、カメラ機能付スマートフォン等を使った盗撮事案やカメラ機能付きタブレット型端末機を使った児童ポルノ製造事案については、情報機器やインターネットの普及が背景にあることも考えられる。

### ≪健康状態≫

・ 病気休暇の取得歴があり、体調不良であったことや、特別休暇取得中に薬を多量 に服用したことが影響したと思われる事案があった。精神的、身体的な健康不良も 要因になっていると考えられる。

### ③ 最近の不祥事事案の概要

### ▶▶ 盗撮事案

当事者(当時)	医師、20歳代、男
事案の概要	平成29年9月2日午後7時20分頃、山形駅に隣接する商業施設内において、同所を通行中の女性の背後から、カメラ機能付スマートフォンでスカート内を撮影したとして、翌9月3日に山形県迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕された。 なお、本人は逮捕容疑に係る盗撮行為のほか複数の盗撮行為を行ったことを認めている。 (不起訴(起訴猶予))
背景•動機	日ごろの仕事の疲れを癒すために非日常的なスリルを味わいたくなり盗撮 行為に及んだ。 何度か盗撮行為を行っているうち、規範意識が低下してしまった。
課題	• 倫理意識の徹底
懲 戒 処 分	免職(平成29年11月2日付け)

# **▶▶** 建造物侵入・盗撮事案

	The state of the s
当事者(当時)	教員、20歳代、男
	平成28年11月15日午前6時40分頃から同日午後1時30分頃まで
	の間に、自己が勤務する小学校の女子トイレに侵入し、個室に小型のビデオ
	カメラを設置して盗撮した。
事案の概要	被害小学校の校長からの通報を受け警察が捜査した結果、当該教員の犯行
	であることが確認されたことから、同年11月19日、建造物侵入の容疑で
	逮捕された。
	(罰金50万円)
	犯罪という認識はあったが、理性より欲求が上回った。
背景•動機	採用2年目になり、同年代との交流が減ったほか、一人前の仕事を任され
	るようになり負担感が増えるなど、仕事上のストレスがあった。
=田 8百	• 倫理意識の徹底
課題	・ストレス軽減への対応
懲 戒 処 分	免職(平成29年1月25日付け)

# **▶▶** 児童買春・児童ポルノ製造事案

当事者(当時)	教員、20歳代、男
事案の概要	平成28年9月下旬頃、村山地方のホテルにおいて、インターネットのSNSで知り合った女子児童が18歳に満たないことを知りながら、同児童に現金を供与して児童買春したとの容疑で逮捕され、その後の捜査で、同年7月には別の18歳未満の少女に裸の一部が写った画像を撮影させ、当該教員のスマートフォンに送信させたことも判明した。(罰金70万円)
背景•動機	児童買春については、女子児童から年齢を聞いた時点で良くないこととは 思ったが、欲求を止められなかった。 教員としての認識が甘く、仕事とプライベートを分けてしまった。
課題	・倫理意識の徹底 ・より当事者意識を強く醸成できるよう、適切な研修手法の検討
懲戒処分	免職(平成29年1月25日付け)

# ▶▶ 痴漢事案

当事者(当時)	主査級、46歳、男
事案の概要	平成28年8月13日午後11時55分頃、東京駅構内の通路で女性の臀部に触れたとの訴えにより、東京都の迷惑防止条例違反(痴漢行為)容疑で逮捕された。 (懲役4月(執行猶予2年)) (上告中)
背景•動機	当事者は事実関係を否認しており、非違行為に至った経緯、動機、背景は 不明。
課題	• 倫理意識の徹底
懲戒処分	免職(平成30年2月9日付け)

# ▶▶ 痴漢事案

当事者(当時)	教員、50歳代、男
	平成28年6月下旬、村山地区のパチンコ店において、手の甲や肘で女性
	従業員2名の尻を触った。
東京の畑西	その後、警察から事情聴取を受け、同年6月上旬にも他の女性従業員1名
事案の概要	に対して、同様の行為を行ったことを認めた。
	同年8月下旬、山形県迷惑行為防止条例違反の疑いで書類送検され、同年
	11月下旬に不起訴処分となった。
	職場で周囲とのコミュニケーションがうまく取れず、鬱屈した感情があっ
   背景 • 動機	た。
月京・勤饿	触りたいという自分の欲求を押さえることができず、罰則等も思い浮かべ
	ずに安易な行動を取ってしまった。
=冊 8百	• 倫理意識の徹底
課題	・ストレス軽減への対応
懲 戒 処 分	停職6月(平成29年1月25日付け)

# ▶▶ 酒気帯び運転事案

当事者(当時)	教員、50歳代、男
	平成28年6月18日午後7時頃、自宅で飲酒し、同日午後10時15分
	頃、食べ物を買いに自家用車で外出した。同日、午後10時20分頃、人家
事案の概要	から国道に出ようとした自動車と衝突し、相手方を負傷させた。
サポリ城女	被害者側からの通報後、警察によるアルコール検査の結果、呼気10につき
	0.35mgのアルコール濃度が検出され、道路交通法違反(酒気帯び運転)の
	容疑で現行犯逮捕された。
	地区中学総体を終え、自宅で飲酒しているうちに眠ってしまい、約2時間
   背景 • 動機	後に食べ物を買いに行こうとした。
	飲酒運転はいけないと認識していたが、深く眠った後で足取りは確かで、
	運転しても大丈夫と思った。
課題	• 倫理意識の徹底
懲戒処分	免職(平成28年7月8日付け)

# **▶▶** 学校徴収金の着服及び私的使用事案

当事者(当時)	教員、40歳代、男
事案の概要	平成26年4月中旬から平成28年2月下旬にかけて、修学旅行文集代や卒業アルバム代に係る業者への支払い、学年終了時の保護者への返金等のため、決裁のうえ、学校徴収金の通帳から現金を引き出したものの、業者への支払いや保護者への返金等を行わなかった。その後の確認により、学校徴収金からの約7.2万円の美昭及びおめ使用が判明した。
	金からの約73万円の着服及び私的使用が判明した。
背景•動機	決裁後に引き出した現金は、生活費や遊興費に使った。 一時的に使っても後から返して帳尻を合わせればよいと思ったが、繰り返すうちに金額が増え、収拾がつかなくなった。
	• 倫理意識の徹底
課題	・公金等に関する研修、実地検査の強化
	・現金管理に係るリスク低減策の検討
懲 戒 処 分	免職(平成28年12月6日付け)

# **▶▶** 強要未遂、住居侵入及び窃盗事案

当事者(当時)	一般級、26歳、男
	当該職員は、平成27年6月19日から同月20日までの間と同月24日、
	村山地方に居住する30代女性方の郵便ポストに、携帯情報端末向けアプリ
	内に、わいせつ画像を送信するよう記載した文書を投入したが、女性が警察
事案の概要	に届け出たため、未遂に終わった。
	また、平成27年2月19日、置賜地方に居住する女性の勤務先の事務室
	内で女性のアパートの鍵を盗み、同月27日頃と3月下旬頃、その鍵を使用
	して玄関ドアの施錠を外して女性宅に侵入し、女性用下着を盗んだ。
	子どもの頃にいじめられ、人間関係に過敏になっていた。大きなトラブル
	はなかったが、仕事がうまく進められなかったことや、プライベートの悩み
背景•動機	などが重なり、気分を晴らそうとして行為に及んだ。
	深夜まで一人で時間外勤務をした後、職場のパソコンを使用して強要の文
	書を作成した。
	• 倫理意識の徹底
課題	・業務上の課題のみならず個人的な悩み等も含めた職員の状況把握
	• 時間外勤務の適正化
	・パソコン等の業務目的外使用禁止の徹底
懲 戒 処 分	免職(平成27年8月25日付け)

# ▶ 児童ポルノ製造事案

当事者(当時)	係長級、45歳、男
当該職員は、平成27年5月24日から6月3日までの間、11 り、宮城県内の女子高校生(当時16歳)が18歳に満たない児童 事案の概要 とを知りながら、カメラ機能付きタブレット型端末機で同児童に打 写真を撮影・送信させ、児童ポルノを製造した。 (罰金30万円)	
背景•動機	児童ポルノを製造するつもりはなかったが、相手とやり取りを重ねていく中で、性的興奮を求めるといった気持ちもあった。 過去に病気による特別休暇の取得歴があり、精神的にも身体的にもかなり弱っていた時期だった。また仕事のプレッシャーも感じていた。
課題	・倫理意識の徹底 ・病気休暇等を取得したことのある職員の状況把握
懲戒処分	停職1年(平成27年10月6日付け)

# ▶▶ ひき逃げ事案

0 0 2017	
当事者(当時)	教員、60歳、男
事案の概要	当該職員は、平成26年12月20日午前1時50分過ぎ頃、自家用車を運転し、被害者に衝突させ傷害を与える交通事故を起こしたが、直ちに停止して救護するなど必要な措置を講じず、かつ、事故発生の日時、場所などを最寄りの警察署に報告しなかった。また、上記衝突事故を起こした後、自車の車底部からの異音や加速が鈍くなったことに気付いたことなどから、直ちに運転を中止して車底部の状況を確認するなどの自動車運転上の注意義務があるにもかかわらずこれを怠り運転を継続し、被害者を約1.5kmにわたって引きずり、その後、急停車して車底部で被害者の頭部を圧迫するなどして、頭部打撲等に基づく頭蓋内損傷により被害者を死亡させた。(懲役2年8月)
背景•動機	これまで築き上げたものが失われる恐怖感から逃走した。
課題	• 倫理意識の徹底
懲戒処分	免職(平成27年3月20日付け)

# ▶▶ 酒気帯び運転事案

当事者(当時)	学校職員、50歳代、男
	病気休職中の当該職員は、病気による特別休暇中の平成26年10月3日
	夜、自宅において、処方された薬を多量に服用し、その後飲酒した。翌日4
	日夕方、食べ物を買いに出掛けるため自家用車を運転したが、数分後に気を
	失い、道路中央付近で停車中のところを発見され、病院に救急搬送された。
事案の概要	人身、物損等の交通事故はない。その後、平成27年3月12日に酒気帯び
	運転により罰金刑が科せられた。
	平成27年7月9日、当該職員は飲酒のうえ自転車を運転し倒れていたと
	ころを発見され、救急搬送された。
	(罰金30万円、免許取消(欠格期間2年間))
	私生活上の悩みを抱えており、私的なトラブルが原因で夜になっても眠れ
   背景 • 動機	ず多量の薬を服用した後、薬と一緒に酒を飲んではいけないことは認識して
日京「到版	いたにもかかわらず飲酒した。
	翌日夕方、酒は残っていないだろうと思い車を運転した。
	• 倫理意識の徹底
課題	・業務上の課題のみならず個人的な悩み等も含めた職員の状況把握
	・長期休暇・休職中の職員の状況把握
懲 戒 処 分	免職(平成27年8月20日付け)

# 3 不祥事による影響

# (1)組織への影響

○ 不祥事が発生した場合、県の組織に次のような大きな影響を及ぼすことになる。

### ① 県行政に対する信用失墜

・ 県職員は、県民全体の奉仕者として職務を遂行することを求められており、こうした職務の特殊性に基づき、厳しく高い行為規範に従うことが要求されている。 したがって、職務内外に関らず非行を行うことは、県職員としての職を傷つけ、 ひいては、全ての県職員及び県行政全体の信用を損ねることになる。

#### ② 公務遂行への影響

- ・ 県民の皆様からの期待と信頼を裏切る行為であり、その後の公務遂行に著しい悪 影響を及ぼすことになる。
- ・ 本来、県民サービスに費やすべき時間を、不祥事防止のための取組みに費やさざるを得ない。

### ! これまでに寄せられた県職員の不祥事に対する県民等からの御意見

- 前科2犯であり、直ちに懲戒免職処分をしてもらいたい。
- このような職員が税金から給料をもらっているのか。県民税を払いたくない。
- ・ お前達の給料はすべて県民の税金で養われている。このような事件を起こして どういうつもりなのか。恥ずかしくないのか。
- ・ またまた不祥事を起こしてどういう対応をやっているんだ。子どもでもやらない。不祥事ばっかり起こして税金を何だと思っているんだ。
- ・ 民間では許されない。逮捕されただけでクビになる。公務員なら高い倫理観を 持つべきだ。
- 一生懸命頑張っている職員がいるのに、皆同じように見られてしまう。

### (2)被害者への影響

- 被害を受けられた方やその家族には、大きな身体的・精神的な影響や金銭的な影響を与えることになる。
- 特に、心に大きな深い傷を受けることになり、さらには捜査や公判等の過程でも負担を強いられることになる。

#### ◆犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案より抜粋

(平成20年12月内閣府犯罪被害者等施策推進室)

犯罪被害者等(以後、被害者等)は無力感と孤立感に苛まれ、絶望の淵に突き落とされます。 それにもかかわらず、被害者等はそこから自分の力ではい上がらなくてはなりません。その主体的な取組みなくして、被害者等の精神的被害からの回復は期待できません。しかも、被害者等には被害直後から次々と過酷な現実が迫ってきます。さらに、家族や友人との信頼の絆がもろくなります。時間が過ぎれば心の傷が消えるわけではありません。被害者等は過酷な現実に圧倒されないように何とか対処し、心の傷を抱えながら生活し続けます。

# (3) 職員本人等への影響

○ 不祥事を起こした職員に対しては、次のような制裁が科されることになる。

### ① 刑事上の制裁

刑罰(注:禁錮以上の刑が確定した場合は失職)

#### ② 民事上の制裁

被害者への慰謝料や損害賠償等

#### ③ 行政上の制裁

• 懲戒処分 ※地方公務員法第29条

#### ≪事由≫

- 地方公務員法、条例、規則等に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

#### ≪種類及び効果≫

- ☑ 免職(身分剥奪)
- 停職(1日以上1年以下の期間、職務に従事させず、給与は支給されない)
- ☑ 減給(1日以上1年以下の期間、給与の10分の1以下を減額)
- ☑ 戒告(責任を確認し、将来を戒める)
- ※ 上記のほか、服務監督上の措置として、文書訓告や厳重注意が行われる。

#### ④ 社会的な制裁

• 報道機関による実名報道や地域社会における批判等



⇒ 家族関係の崩壊等、人生が180度変わる深刻な事態を招き かねない。※ 具体的影響としては、次のようなことが考えられる。

### (逮捕による影響)

# □ 身柄拘束・取調べ

- ・ 逮捕されると、警察に身柄を拘束され取調べを受ける。
- その後検察官に送致され、必要があれば勾留されて取調べを受ける。
- ・ 起訴されると裁判により量刑が決定される。

#### (生活全般への影響)

#### ロ 私生活の崩壊

- ・ 友人や知人、隣近所の住民と顔を合わせづらくなり、付き合いが疎遠になる。
- 現住所に住みづらくなり、転居を余儀なくされる恐れがある。
- ・ 実名報道されることにより、新聞に名前が載り、インターネット上に様々な形で個人情報が掲載され続ける。

# □ 家族関係の崩壊

- ・ 家族の信頼を失い、実際に別居や離婚に発展した事例がある。
- 子どもの就学・就職に悪影響を及ぼす恐れがある。





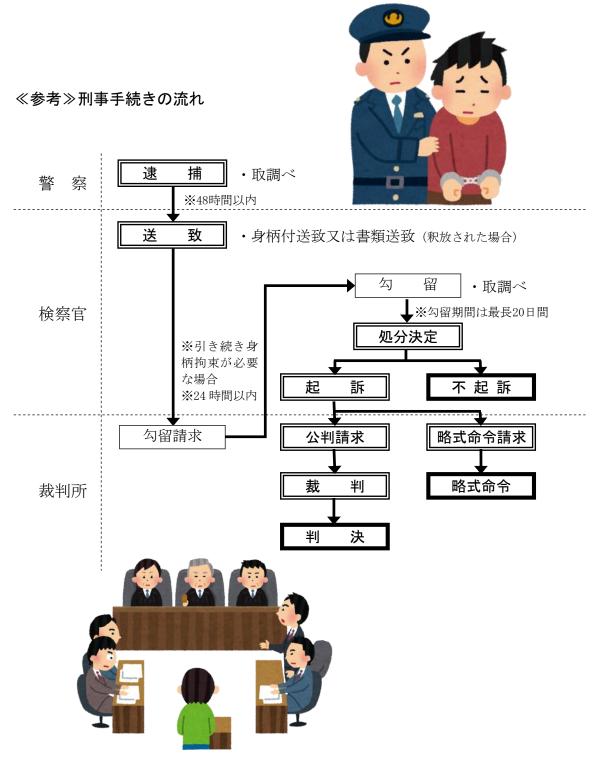
# □ 免職・失職、収入減等

- ・ 懲戒免職や失職により、収入源である職自体を失うほか、退職手当が支給され ない場合もある。
- ・ 本人だけでなく家族も路頭に迷うことになりかねない。

(例:ローンの支払いが滞り、自宅や自家用車等を手放した。)

(例:教育費の捻出が困難となり、子どもの進学を断念した。)

- ・ 退職理由が支障となり、再就職が困難になる。
- ・ 今後の人生に大きな汚点となる経歴として一生背負っていくことになり、後悔 の念に苛まれながら過ごしていくことになる。



# Ⅱ 具体的な取組み

# 1 全庁的な取組み

- 今後、再び不祥事を起こすことのないよう、全庁を挙げて次の取組みを実行しなければならない。
- また、これらの取組みは繰り返し行っていくことが大事であり、一過性で終わらせることなく、継続的に取り組んでいかなければならない。
- なお、飲酒運転の撲滅については、この取組みと合わせ、平成21年7月に策定した「飲酒運転の撲滅に向けて(行動指針)」に基づく取組みに引き続き取り組んでいかなければならない。

# (1) 職場から不祥事を出さないための取組み

### ① 管理監督職員の率先垂範と部下職員への指導・監督の徹底

・ 所属長及び管理監督の立場にある者は、部下職員の範となるよう常に率先して自らを律するとともに、職員の非違行為は県行政に対する県民の信頼を損ね、今後の行政運営に影響を及ぼすものであること、職員一人ひとりが法令を遵守すること、職務外の日常生活を含めて自らの行動を律し、県民から信頼される高い倫理観を持たなければならないことについて、指導・監督の徹底を図る。

#### ② 職場内研修の実施

- ・ 二度と不祥事を起こすことのないよう、全職員で危機感を共有するため、毎年度 当初、職場内研修を実施し、近年の不祥事事例を共有するとともに、以下の点を中 心に、各職場で職員同士の話合いを行う。
  - ▶ 不祥事が県の行政運営、本人や家族、職場に与える影響
  - ▶ 不祥事が発生する原因
  - ▶ 県職員としてあるべき姿勢
  - ▶ 再発防止に向けた職員個人及び職場全体の取組み
  - ▶ 職場内の課題等

# ③ 不祥事を出さない旨の宣言文の作成・掲示による 職員相互間の確認

・ 上記の職場内研修における職員同士の話合いの 結果を踏まえ、職場毎に、不祥事(非違行為)を 出さないための具体的な取組みを掲げて宣言文 を作成し、職員一人ひとり署名・押印のうえ、職 場内の目立つ場所に掲示する。

### ≪宣言文の例≫

	<u>~ Б</u>			, , , ,	
"職場から職員の不祥事を出しません" 宣言					
				年 月	
	ちは、 職場か を出さ	ら職	銭負の7	下祥事	非違
具体的	りな取組	み			_
0000					
職名	氏名	印	職名	氏名	印
					$\sqcup$ ,
					V

## ④ 挨拶の実践

- ・ 朝礼や夕礼等において挨拶の復唱を行うことにより、職員一人ひとりが常日頃から自発的に挨拶を行うよう習慣化し、「明るい挨拶」の実践による元気な職場づくりを推進していく。
  - チェックポイント
    - ▶ 職場内、廊下、階段、エレベーターなどで、来庁者に対して、挨拶や会釈 をしているか。
    - ▶ 職員同士でも同様に、挨拶や会釈をしているか。
    - ▶ 各所属で、朝礼や夕礼等において、挨拶の復唱に取り組んでいるか。
    - ▶ 職員が登退庁する際には、「おはようございます」や「お疲れ様でした」などの挨拶が交わされているか。

### ⑤ 長時間労働の是正

- 原則として20時を超える時間外勤務は行わないこととし、必要がある場合は所属長等(課室長等)が業務の内容を確認のうえ命令を行う。
- ・ 定時退庁日以外でも「早く帰りましょう」等の呼び掛けを行うなど、早めの退庁 がしやすくなるような気運を醸成する。

# (2) 職員一人ひとりの倫理観を高める取組み

#### ① ワークショップ形式による研修等の充実強化による倫理意識の徹底

- ・ 職員育成センターで実施している階層別研修において、過去の事例等を基に県職員としてあるべき姿勢についてワークショップ形式で話し合うなど、講師からの一方的な説明ではなく、職員の意識に残るやり方で研修を行う。
- ・ 不祥事を未然に防止するリスク管理能力を身につけるとともに、不祥事を起こさない仕組みづくりに必要なスキルの向上を図るため、管理職等を対象とした不祥事防止研修を実施する。

#### ② セルフチェックシートによる自己点検

・ 年度当初に職員一人ひとりが、不祥事防止のためのセルフチェックシートを活用 して自己点検を行い、倫理意識の向上に努める。

#### ③ 不祥事防止に向けた注意喚起

- ・ 非違行為の事例や影響等についてまとめた啓発リーフレットを作成し、職場内に おけるミーティング等において活用し、倫理意識の向上に努める。
- ・ 職場のパソコンに不祥事防止に向けたメッセージのポップアップを定期的に表示 し、不祥事防止に向けた意識付けを行う。

#### ④ パソコン等の業務目的外使用の禁止等情報セキュリティ対策の徹底

・ 山形県情報セキュリティポリシーにより、業務で使用するパソコン等を業務目的 外に利用することは禁じられていること等を改めて周知し、情報セキュリティ意識 の徹底を図る。

# ⑤ 懲戒処分事案等の情報共有

- ・ 懲戒処分が行われた場合や、他自治体における不祥事事案の発生等の機会をとら え、随時各所属に提供する。
- ・ こうした情報をもとに、職員一人ひとりが自らのこととして考えるとともに、各職場では、具体的な事例について随時話し合う機会を設定する。

# (3) 所属長等による職員の状況把握

#### ① 所属長による面談等

- ・ 所属長と所属職員が個別に面談する人事評価面接の機会等を活用し、業務上の課題のみならず、個人的な悩み等を含め、職員一人ひとりの状況把握を徹底する。
- ・ また、年度当初をはじめ機会をとらえて、所属職員の健康状態や家族の状況等を 含めて把握に努める。

### ② 病気休暇・休職中の職員及び病気休暇等を取得したことのある職員の状況把握

- ・ 病気等により長期の特別休暇を取得中の職員や休職中の職員の状況について、少なくとも1か月に1回は所属において確認する。また、状況に応じて、当該職員の主治医と面談して病状を聴取するなど、詳細な状況把握に努める。
- 過去に病気休暇等を取得したことのある職員についても、定期的に面談するなど 所属において適切に状況を把握する。

# 2 各職場での取組み

○ 以下は、職場内における話合いの結果を踏まえ、不祥事を出さない旨の宣言文に掲載された各職場での取組みについて、主なものを例としてまとめたものである。

こうした取組みも参考とし、職場から職員の不祥事を出さないよう、各職場で実効性のある具体的な取組みを実行しなければならない。

### ≪挨拶の励行≫

- 健康・心身状態を図るバロメータである 挨拶を励行する。
- 職員同士の挨拶や声がけを積極的に行い、 良好な人間関係を構築する。
- 来庁者に対する明るく大きな声での挨拶 を励行する。
- 登庁時、退庁時は元気な声で挨拶をし、 いつもと違う様子が見られるようなときに は、お互いに声をかけるよう心がける。



# ≪職場環境の整備≫

- 職員が一人で悩み、ストレスをため込むことのないよう、職場内の円滑なコミュニケーションを促進し、上司や同僚に何でも相談できる明るく風通しの良い職場環境づくりに努める。
- 上司は部下に目配りを、部下は上司に気配りをしつつ、お互いに変調を感じた時には声をかけあうなど風通しの良い職場づくりに努める。
- 職員同士が協力し合える関係を強めるため、常に隣同士で声掛けし、仕事の状況 等の相互理解に努める(ひと声運動)。
- 業務が一人の職員に集中しないよう、業務上の課題や進捗状況を共有し、業務の 平準化を図るなど組織全体で対応する。
- 事務の進め方が分からない場合や、困難な事案が発生した場合には、一人で抱え 込まず、職場の仲間とともに考え、解決策を導き出すよう、組織的に対応する。
- 毎週末には机周りの整理整頓を行う。

#### ≪チェックポイント等の掲示≫

- 服務宣誓書を課内に張り出す。
- 服務規律や倫理意識を再確認するため、チェックポイントを「見える化」し、常に目にする場所へ掲示する等により自己点検を行う。
- 「非違行為の悪影響」のチラシを、毎月職員が見えるところに掲示し、倫理意識 の再確認を行う。
- 何か行動する時に、もう一度「法令に違反していないか、家族や知人などに自信をもって話せるか、それを行うことにより失うものはないか」を自問自答する取組みとして、毎月標語をパソコンなど目につく場所に掲示する。

# ≪朝礼等の実施≫

- 朝礼等において、挨拶の復唱を行うとともに、法令遵守の徹底や倫理観の保持について確認する。
- 朝礼等において、持ち回りで当番を決めて、不祥事を出さない旨の宣言を読み上 げ、職員一人ひとりが誓いを新たにする。
- 毎週金曜日に不祥事を出しません宣言を読み上げ、職員に周知・徹底を行う。
- 毎週金曜日夕方、「不祥事防止声かけ当番」を設け、土日の不祥事発生を防止する。

# ≪職場内でのミーティングの実施≫

- 職場内(全体や係・班ごと)で主担当を決め、定期的にミーティングを実施する。 (話し合う内容の例)
  - ・本県の懲戒処分の事例
  - ・他の不祥事案の報道情報等
  - ・不祥事が発生した場合の組織への 影響や、本人・家族への影響
  - 公務員倫理
  - ・業務上の課題や業務の進捗状況



# ≪職場研修等の実施≫

- 最近の不祥事事例などをテーマとした意見交換会や公務員の不祥事関係のビデオを用いた研修会を開催する。
- 公務員の不祥事事例や懲戒処分の基準、県ホームページ「県民の生の声コーナー」 に寄せられたご意見などを定期的に回覧し、不祥事を起こさないよう注意を喚起す る。
- 不祥事の事例や懲戒処分等をまとめたペーパーを全員に配付し、「不祥事根絶!」 の意識をしっかりと職場内に根付かせる。

# ≪時間外勤務の縮減≫

- 時間外勤務の縮減、業務の見直し、事務分担の調整等を通して、職員全員が早期 退庁できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。
- 時間外勤務の縮減と不要なストレスを溜めないようにするため、業務は決して一人に任せることなく、ペア、チームで相談しながら進める。
- 仕事と家庭を両立し豊かな職員生活を送ることができるよう、早期退庁を促す「カエル当番」を決め、声掛けを行う。
- 一人単独での夜間の時間外勤務は、特段の事情がない限り行わない。
- 最後の2~3人になったとき「一緒に帰りましょう」の呼び掛けを行う。
- 担当ごとに月1日の定時退庁日を設け、ストレス解消や心と体をリフレッシュする日とする。

### ≪年次有給休暇の取得促進≫

- 家庭生活の充実や仕事との両立を図る観点から、また、心身の健康の維持という 観点から、年次有給休暇の取得を促進する。
- 仕事のピークが続いた職員が一区切りついた際は「お疲れ様休み」として年次有 給休暇を積極的に取得してもらう。

# ≪職場内のコミュニケーションの活性化≫

○ 職員の家族構成や趣味、記念日(職員の結婚、出産、子どもの入学など、人生の 節目となる日)等の情報を本人から可能な範囲で申告してもらい、コミュニケーションシート等として全職員に配布することにより、職員間の相互理解の促進と会話 のきっかけづくりに役立てる。

# ≪所属長等による面談等の実施≫

- 所属長等が定期的に職員との面談を実施する。
  - (面談において把握する内容の例)
    - ・担当業務の進捗状況
    - 健康状態
    - ・個人的な悩み
    - ・家族の状況等
- 定期的な面談だけではなく、いつも相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 課内の相談窓口において気軽に相談できる機会を設け、課題等があれば組織として対応できる職場にする。

# ≪ストレスチェックの活用≫

○ ストレスチェックシステム等の活用により、定期的に自己のストレスチェックを 行うとともに、ストレスの軽減に努める。



# 3 職員自らの取組み

○ 以下は、職場内における話合いの結果を踏まえ、不祥事を出さない旨の宣言文に掲載された職員自らの取組みについて、主なものを例としてまとめたものである。

こうした取組みも参考とし、不祥事を起こすことのないよう、職員一人ひとりが不 祥事防止に向けた取組みを実行しなければならない。

# ≪法令遵守、倫理観の保持≫

- 365日いつも心に県職員バッジを!
- 県職員としての自覚をもち、いつも県民に「見られている」ことを意識し、安易 な行動は慎む。
- 県職員としての自覚と責任感の醸成のため、勤務時間中は、職員徽章や名札の着 用、職員証の携行を常時行う。
- 「この程度なら許される。みんながやっている」という甘い判断をなくし、常に 「本当に適切か」「県民から理解を得られるか」という意識を持って行動する。
- 不祥事を起こした場合、職員個人の人生を崩壊させるとともに、組織に大きな影響を与えることについてしっかり認識する。
- 不祥事を起こすことにより、大切な人を苦しませ、悲しませることを自覚し、大切な人に決して迷惑をかけないという強い決意を持つ。
- 不祥事を他人事とせず、自らのこととして考え、県職員としての自覚と責任を肝 に銘じる。
- 県ホームページ「県民の生の声コーナー」に寄せられたご意見を、定期的に閲覧 する。
- 自分の考えに迷いがあるときは上司や同僚に相談し、不知による不祥事を起こさ ないようにする。
- 「職場から職員の不祥事を出しません」宣言を、携帯カードとしてネームホルダーに入れ、常に取組みを確認しながら行動する。
- 不祥事は絶対に起こさないことを誓う宣誓書(誓約書)を作成する。
- 不祥事の事例や懲戒処分の基準を再確認する。
- 自分のストレスや願望、欲求と真摯に向き合い、コントロールし、興味本位で犯罪につながるような行動は絶対にしない規範意識を持つ。
- インターネット使用等において、公序良俗に反するようなSNSや掲示板、出会 い系サイト等には接続しないなど、情報モラルの向上に努める。また、不適切な書 き込みや画像公開は絶対にしない。
- ギャンブルにのめり込むことのないよう強い自制心を持つ。
- 薬物乱用の危険性を認識し、薬物乱用は絶対に行わない。
- 飲酒の際は自分の限界をわきまえ、節度を持つことを心掛ける。また、酒に酔って周囲に迷惑をかけるような行為は絶対にしない。

# ≪ストレスチェック≫

○ 自分のストレスを意識し、ストレスチェックの活用、趣味の実践、休息をとるなどして気持ちをコントロールする。

# ≪職員相互間のコミュニケーションの促進≫

- 昼休みや出張中の移動時間等において、私的な近況を積極的に語り合ったり、悩み事があれば一人で悩まず、お互い積極的に相談に乗るように心掛ける。
- 日頃から職場の周りの人の様子に関心をもち、不祥事の前触れとなる小さな兆候 を見逃さないよう、お互いに行動や言動の変化に気をつける。
- 休暇取得促進の声がけを行い、休暇が取りやすい雰囲気を醸成し、リフレッシュ の機会をつくる。
- 職場の親睦会行事やランチ会等を通じて、職員同士の交流の幅を広げ、気軽に話 し合うように努める。
- 職員各人が同僚意識を深め、コミュニケーションが良好な職場づくりを心掛ける。
- メールや回覧だけではなく、対話による指示や周知に心掛ける。

### ≪業務上の取組み≫

- 上司や担当職員への「報告」、「連絡」、「相談」を徹底する。
- 問題が生じた場合は、速やかに上司に報告し、その結果だけでなく真因を究明し、 職員が一緒になって、再発防止に向けた取組みを考え実行する。
- 業務で使用するパソコン等の使用ルール等を確認するなど、情報セキュリティ意識を高める。
- 毎日、時間を決めて、無駄な業務や非効率な仕事をしていないか、自らの仕事の やり方等を再整理する。

#### ≪研修等の積極的な受講≫

○ 不祥事防止や倫理意識の醸成のための研修、メンタルヘルス等の研修を積極的に 受講する。

# ≪時間外勤務の縮減、休暇の積極的取得≫

- 時間外勤務の縮減に努め、ワークライフバランスを促進する。
- 家族の絆を深め家庭生活を充実するとともに、家庭の大切さを再認識するため、 結婚記念日、家族の誕生日などの際に計画的に年次有給休暇を取得する。

### ≪私生活・家庭での取組み≫

- 家庭で非違行為が家族に与える影響について話し合うなど、家族で倫理観を共有 する。
- 規則正しい生活(早寝・早起き・朝ごはん等)を心掛ける。
- オンとオフの切り替えをしっかり行い、勤務不要日は心身の休養に努める。
- ストレスを解消できる趣味を持ったり息抜きをしたりすることで心身のリフレッシュに努める。また、余暇の過ごし方を工夫するなど、私生活を充実させ、ストレスをためないように心掛ける。
- 休日には運動等で汗を流し、日頃から心身ともに健康でいることに努める。
- 過度のアルコール摂取は判断力を低下させトラブルを起こす原因にもなること から、飲酒については適量にとどめる。

## ≪地域での取組み≫

- 地域の構成員として、地域活動等に積極的に参加するなど、地域の人とのつながりを大切にする。
- 積極的に現場に出ることや地域活動等に参加することで、多くの事業者や地域の 方の意見を聴き、「誰のために働いているのか」「どのように見られているのか」を 意識していく。
- 地域の子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の防 犯活動や少年非行防止活動などに積極的に参加する。

# ≪その他≫

- イライラや怒りの感情が生じた場合、6秒数えてみる。(アンガーマネジメント による "怒りの6秒ルール"の実行)
  - 1970年代にアメリカで始まったイライラや怒りの感情をマネジメントする手法で、人はイラッとしてから初めの6秒間に一番感情的になって怒りのピークになるので、その間深呼吸したりその場から離れたりすることが大切とのこと。
- 社会的絆を強め非違行為を抑制する。(社会的絆理論)
  - ☞ アメリカの社会学者が提唱した理論で、個人を社会につなぎとめておく4つの社会的絆(家族や仲間への愛着、規範観念など)が非違行為の抑制要因になるというもの。

# 4 子どもや若者が犯罪の被害者とならない・加害者とならない取組み

- 職員から不祥事を出さないことはもちろん、子どもや若者が犯罪の被害者とならないよう、また、加害者にもならないよう、青少年健全育成の重要性を職員一人ひとりが意識して、以下のことに取り組んでいく必要がある。
- 近年、小中学生や高校生の携帯電話やスマートフォンの所有割合が増加傾向にあり、 それとともに、出会い系サイトやSNSなどを介して、子どもや若者がトラブルに巻 き込まれるケースが多く発生していることから、ネット上の犯罪やトラブルに巻き込 まれないよう、学校現場・地域での対策が求められている。
- また、小中高校生の登下校時等の不審者による声掛け事案等も増加傾向にあり、子 どもの安全を確保するための見守り活動が重要となっている。
- さらに、危険ドラッグについては、近年、乱用者による事件・事故が急増しており、 麻薬や覚せい剤と同様、子どもや若者による乱用を防ぐための取組みが求められてい る。

### ❖子ども・若者の育成支援の取組み

(「山形県子ども・若者ビジョン」(H27年3月策定)に基づく施策)

- ・ 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動によるモラル・マナーの向上運動や 子どもを犯罪から守る運動のほか、「明るいやまがた」夏の安全県民運動による犯 罪を防止するための取組みの推進
- ・ 家族の素晴らしさや家庭の大切さを、家庭や地域で見つめ直す運動の推進(毎月 第三日曜日は「家庭の日」)
- ・ "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動など社会全体で子どもの健やかな 成長を支援する取組みの展開
- ・ 子ども・若者が犯罪や事故の被害に遭いにくいまちづくりの推進(学校安全体制 の整備や通学路の安全対策等)
- ・ 有害環境対策の推進(有害図書類規制やサイバーパトロール、薬物乱用防止の啓 発の推進等)
- ・ 安全安心なインターネット利用の推進(啓発活動の推進や学校における情報活用 能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実)

など

# Ⅲ 参考資料

# ■不祥事を起こさないためのセルフチェックシート

私たち山形県職員には、県民全体の奉仕者として、県民の期待と信頼に応えることが求められている。そのためにも、職員一人ひとりが基本的な心構えや守るべきルールを認識し、自らの行動を点検することが大切である。

以下のチェック項目に従い、自らの心構えや行動について、自己点検を行うこと。

# 【公務員としての心構え】

チェック欄	チェック項目	
	県民全体の奉仕者として常に誠実かつ公正に業務を遂行している。	
	事務の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、県	
	民からの理解と信頼を確保するよう努めている。	
	職務の遂行に当たって、法令等を遵守し、適正に執行するよう努めている。	

# 【業務遂行に当たっての心構え】

チェック欄	チェック項目
/ エ / / 1(用)	
	勤務時間内(時間外勤務中、出張中を含む)においては、注意力の全てをあげて、与え
	られた職務に専念している。
	電話や窓口において、県民に対して丁寧かつ誠実な態度・言葉遣いで対応している。ま
	た、県民に不快感を与える服装や身だしなみをしないようにしている。
	出張する場合、事前に手続きを行い、上司等に出張先や帰庁予定時間を伝えるようにし
	ている。また、用務終了後は速やかに帰庁し、復命している。直行直帰する場合も、勝
	手に判断をせず、必ず上司の指示を受けるようにしている。
	個人情報が記載された書類や電磁的記録を無断で持ち出したりしていない。また、ホー
	ムページで情報を公表したり、庁外に郵送やメールを送信したりする際は、内容、宛先
	等を複数の職員で十分に確認することを徹底している。
	休暇の取得については、やむを得ない場合を除き、事前に届出を行うなど適正な手続き
	をとっている。また、理由のない欠勤は、職務専念義務に反する懲戒処分の対象となる
	と心得ている。
	通勤手当、住居手当、扶養手当などの届出を適正に行うとともに、支給要件等に変更が
	あった場合は、速やかに変更の届出を行っている。
	所属のパソコンで業務に関連のないWebサイトの閲覧や電子メールの利用を行って
	いない。
	勤務時間中はみだりに席を離れず、職務に専念している。また、離席する際には、どこ
	に何の目的で離席するのか、周りの職員に告げている。
	職務の遂行に当たって不正・不祥事を知った時は、隠ぺいすることなく速やかに上司等
	に報告し、組織として迅速かつ適切に対処している。
	セクハラ指針及びパワハラ指針の内容において、どのような行動がハラスメントにあた
	るかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心がけている。
	事務処理に当たってわからないことがあれば、自分一人で抱えこまず、上司や同僚など
	に相談している。
	研修を効果的に活用することにより、自ら職務の遂行に必要な能力の向上に努めてい
	る。
	00

# 【業務上の利害関係者との対応】

チェック欄	チェック項目
	自分にとって、誰が利害関係者*1にあたるかをしっかりと把握している。
	自分の飲食費用を自ら負担して、利害関係者と共に飲食をする際、その費用が1万円を
	超える場合は、事前に上司を通じて倫理監督員に届出を行っている。
	利害関係者と共に麻雀、ゴルフ、旅行(公務のための旅行を除く。)をしていない。
	利害関係者から、香典・祝儀や中元・歳暮等の金銭や物品を受け取っていない。
	また、利害関係者から贈答品が届いた場合、受取拒否や返送など適切に対応している。
	(対応方法を家族にも説明している。)
	利害関係者からの依頼に応じて、謝礼を受けて講演等を行う場合は、事前に総括倫理監
	督職員*2の承認を得るようにしている。

- ※1 利害関係者:許認可の相手方、補助金交付の相手方、立入検査等の相手方、契約の相手方 等
- ※2 総括倫理監督職員:総務部長

# 【私生活における心構え】

チェック欄	チェック項目
	勤務時間外であっても、県民からの視線、自らの行動が公務の信用に影響を与えるこ
	とを常に認識して行動している。
	山形県外であっても、気を弛めることなく、公務員として高い倫理感をもって行動し
	ている。
	私生活においても、公務員として信用を失うことのないよう、過度の借金・飲酒・ギ
	ャンブルは行っていない。
	守秘義務があることを認識し、会席・酒席等の場でも、業務に関する話題を不用意に
	周囲に聞こえるように話をしていない。
	フェイスブック等のSNSに職場の同僚の実名をあげて誹謗中傷したり、職務に関し
	て守秘義務のある内容を取り上げたりしていない。
	報酬を得て事業に従事する場合や一定以上の農業・不動産収入が発生する場合等は、
	営利企業等従事許可の申請が必要なことを知っている。

# 【非違行為に対する認識】

チェック欄	チェック項目
	非違行為を起こした場合、懲戒免職等、今後の人生を棒に振るような重大な結果を招く
	ことを認識している。
	非違行為を起こした場合、職場に深刻な影響を及ぼし、他の多くの職員に多大な迷惑を
	かけることを認識している。
	比較的軽い犯罪(万引き等)でも実名報道されることがあることを知っており、家族な
	ど大切な人も辛い思いをすることを認識している。
	非違行為を起こした場合の行為者や監督管理者に下される懲戒処分の内容について理
	解している。
	日頃のストレスを解放できる手段(趣味等)を有している。

# 【管理監督職員の心構え】(管理監督職員用)

チェック欄	チェック項目
	自らの職務と職責を自覚し、部下職員の範となるよう率先して自らを律している。
	服務規律の確保や綱紀の保持について部下職員への指導・監督を徹底している。
	業務上の課題のみならず、個人的な悩み等も含め、職員一人ひとりの状況をしっかりと
	把握したうえで、必要な指導・監督を行っている。
	非違行為の防止に向けて、職員間で話し合う機会を設けている。
	職員間のコミュニケーションの促進など、良好な職場環境づくりに努めている。

# ■懲戒処分の基準(抜粋)

平成19年7月4日人第172号副知事依命通知

施 行:平成19年8月1日 最終改正:平成29年8月1日

# 2 交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準

#### (1) 飲酒運転に係る懲戒処分の基準

- ①酒酔い運転をした職員は、免職とする。
- ②酒気帯び運転をした職員は、原則として免職とする。
- ③飲酒運転であることを知りながら、飲酒運転に係る自動車に同乗した職員については、免職又は停職とする。
- ④飲酒運転を教唆し、又はほう助したと認められる職員については、免職又は停職とする。

### 3 その他の非違行為に係る懲戒処分の基準

## (2) 私的な非行に係る懲戒処分の基準

	処分の量定			
放火		放火をした職員	免職	
殺人		人を殺した職員	免職	
傷害		人の身体を傷害した職員	停職又は減給	
暴行・けんか		暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至ら なかった職員	減給又は戒告	
器物損壊		他人の物を損壊した職員	減給、戒告又は文 書訓告	
横領(公金等を	に除く)	ア 自己の占有する他人の物(公金等を除く)を横 領した職員	免職又は停職	
傾順(五並寺で	1555ペプ	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物(公 金等を除く)を横領した職員	減給又は戒告	
   窃盗 • 強盗	窃盗	他人の財物を窃取した職員	免職又は停職	
40000000000000000000000000000000000000	強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職	
詐欺•恐喝		人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物 を交付させた職員	免職又は停職	
賭博		賭博をした職員	減給又は戒告	
	常習	常習として賭博をした職員	停職	
麻薬等の所持等	手	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所 持、使用、譲渡等をした職員	免職	
酩酊による粗野	野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑 をかけるような粗野又は乱暴な言動をした職員	減給、戒告又は文 書訓告	
淫行		18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職	
わいせつな行為		わいせつな行為を行った職員		

# ■山形県職員服務規程(事故報告関係)

山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)第21条において、「勤務時間外」に 発生した事故について、以下のとおり新たに報告義務を規定する予定です。

### (改正案)

#### (事故報告)

- 第21条 職員は、勤務中に、当該職務の遂行に関して事故が発生したときは、速やかにその内容を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 職員は、勤務時間外に、地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当するおそれのある事案が発生したときは、速やかにその内容を所属長に報告しなければならない。

# 《参考》

- 地方公務員法 (懲戒)
  - **第二十九条** 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
  - 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、 地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
  - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
  - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

# ■各種相談窓口

# 【公益通報】

相談窓口	相談内容	連絡先等
総務部人事課 人事管理主査	知り得た行政運営上の違 法又は不法な行為等に関	023-630-2028 • 2029 • 3253
(外部通報窓口) 弁護士	伝文は小伝な17 為寺に関 する相談又は通報	(詳しくは人事課通知参照)

# 【セクハラ・パワハラ等】

相談窓口	相談内容	連絡先等			
総務部人事課	セクシュアルハラスメン	023-630-2898			
<b>公公公公公司</b>	ト(職場において行われる不快	023-630-2404 (総務厚生課)			
総務部総務厚生課	に感じる性的な言動) やパワ	0235-66-4721 (庄内総合支庁保健室)			
	ーハラスメント(職場にお				
	いて、職場内の優位性を背景に、	023-621-8203(村山総合支庁)			
   各総合支庁総務課	業務の適正な範囲を超えて、精神	0233-29-1200 (最上総合支庁)			
台松石又川松伤珠 	的・身体的苦痛を与える又は職場	0238-27-9250 (置賜総合支庁)			
	環境を悪化させる行為)等に関	0235-66-5727 (庄内総合支庁)			
	する相談				

# 【メンタルヘルス】

	相談窓口	相談内容	連絡先等		
職場内	メンタルヘルス相談	心療内科医による相談	総務厚生課健康管理担当 (023-630-2032)まで 要予約		
	カウンセリング相談	臨床心理士による相談	総務厚生課健康管理担当 (023-630-2032)まで 要予約		
	健康管理スタッフへ の相談	メンタルヘルスコーディ ネーター及び保健師によ る相談	県庁健康相談室(職員診療所内) (023-630-3089) 等		
職	は一とふる相談	民間医療機関による医学 的な相談	県内4か所 (詳しくは、総務厚生課各種パンフレット参照)		
場外	地共済こころの健康 相談窓口	専門スタッフ (臨床心理士 等) によるカウンセリン グ	0120-7834-12		

# 【消費生活等に関する相談】

相談窓口	相談内容	連絡先等
山形県消費生活センター	消費生活全般に関する消 費生活相談員による相談	023-624-0999
山形県弁護士会	多重債務者のための法律 相談	023-635-3648 (予約電話番号)
山形県司法書士会	借金問題等に関係する法 律相談	023-623-7054

# 公立学校教職員の懲戒処分について

### 1 飲酒運転を行った職員に対する処分

### (1) 被処分者

米沢市立第二中学校 教諭 菅野 彰浩(かんの あきひろ)(55歳、男)

#### (2) 処分内容

懲戒免職

### (3) 処分年月日

平成30年2月14日

#### (4) 事案の概要

- ○平成29年12月23日 (土)
  - ・ 午後10時頃から翌日午前3時頃まで、自宅において飲酒し、その後就寝した。
- ○平成29年12月24日 (日)
  - ・ 午前6時30分過ぎ、東根市民体育館で開催された卓球大会に手伝いとして参加する ため、自家用車で会場に向けて自宅を出発した。
  - ・ 午前8時30分頃、会場に到着し、大会の準備等を行い、午前9時30分頃、帰宅する ため自家用車を運転した。
  - ・ 午前10時頃、天童市内において、普通乗用車に衝突し、相手方に打撲等を負わせた が、救護等せずにそのまま逃走した。また、午前10時30分頃、山形市内で警察から飲 酒検知を受けた結果、酒気帯び運転の基準以上のアルコール濃度が検出された。
- ○平成30年1月24日 (水)
  - 道路交通法違反及び自動車運転死傷処罰法違反により起訴された。

#### 2 当該事案を受けた対応

- 学校に対して、事案発生の翌日12月25日、飲酒運転撲滅の取組みの徹底を図るよう、通知したところ。また、昨日2月14日、改めて教職員の綱紀粛正を図るよう、飲酒運転撲滅など不祥事の再発防止について通知したところ。
- 山形県教職員法令遵守委員会の意見を踏まえ、飲酒運転の再発防止に向けた取組みを徹 底していく。

# 県内における大雪の状況と対応等について

1 積雪深(2月15日 6時現在、単位:cm)

N — N	,,	-		- III		,								
地点名	酒田	櫛引	狩川	新庄	向町	金山	肘 折	尾花沢	大井沢	左沢	山形	長井	小国	米沢
積雪深	7	95	73	149	154	169	368	193	260	75	34	113	189	110
昨年同日	1	37	53	97	94	116	272	120	207	54	27	82	125	93
日平年値	10	41	47	92	95	95	265	101	202	47	25	69	127	64

※肘折、尾花沢においては、2月13日から14日にかけて統計開始以降最も多い積雪深を観測

# 2 被害の状況

(1) 人的被害 (平成 29 年 11 月 25 日~平成 30 年 2 月 14 日)

(単位:人)

	死亡	重傷	軽傷	不明	死傷者計
転 落	6	44	27	0	77
落 雪	3	5	12	0	20
除雪時転倒	0	12	10	0	22
除雪機	3	9	3	0	15
なだれ	0	0	0	0	0
その他	0	3	2	0	5
計	12	73	54	0	139

### (2) 建物被害(平成29年11月25日~平成30年2月14日)

- ① 住 家 6棟(床上浸水1棟、床下浸水4棟、一部損壊1棟)
- ② 非住家 6 棟 (全壊 5 棟、半壊 1 棟)

### (3) 交通機関等の状況(平成30年2月15日7時現在)

① 道路

【県道・県管理国道】

路線名	箇 所	被害状況	規制状況
国道347号	尾花沢市母袋	全面通行止め	2/13 7:00~
(旧鍋越峠)	~宮城県境	(宮城県側積雪のため)	当面の間、全面通行止め

### ② 航空機

2月15日 庄内空港 欠航(庄内~羽田便)1便

#### 3 県及び市町村の豪雪災害対策本部

#### (1) 県及び総合支庁

① 県

山形県豪雪災害対策本部:平成30年1月26日設置 (平成24年1月以来、6年ぶりの設置)

- ② 総合支庁
  - · 豪雪対策本部 (最上総合支庁 平成 30 年 1 月 24 日設置) (村山総合支庁 平成 30 年 1 月 26 日設置) (置賜総合支庁 平成 30 年 1 月 26 日設置)
  - ·豪雪対策関係課長会議(庄内総合支庁 平成30年1月26日設置)

#### (2)市町村

・豪雪対策本部(8市17町3村)

村山地域(10):山形市、上山市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、尾花沢市、大石田町

最上地域(8):新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、 戸沢村

置賜地域(8):米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、

飯豊町

庄内地域(2): 鶴岡市、庄内町

•豪雪対策連絡会議等(4市)

村山地域(4):天童市、寒河江市、村山市、東根市

#### 4 山形県豪雪災害対策本部における取組み状況

- (1) 雪下ろしや除雪時における安全に関する呼びかけと雪害事故防止の徹底
- (2) 県民が利用する各種施設の管理徹底による人的被害・物的被害の防止
- (3) 児童生徒の登下校の安全確保の徹底
- (4) 高齢者世帯等援護が必要な方々への除雪対策の推進
- (5) 道路除排雪の徹底
- (6) 融雪に伴う雪崩、土砂災害への警戒
- (7)農林業関係の除雪及び被害把握の徹底

#### 5 県管理道路の除雪状況

除雪延長 車道 2,745.1 km、歩道 1,217.4 km ※平成30年2月13日、県土整備部に「山形県道路雪害対策本部」を設置

#### 6 政府に対する要望

- ・全国積雪寒冷地帯振興協議会(積雪寒冷地の 26 道府県及び 201 市町村で構成)が、政府に対して要望予定(2月 15 日)
- ・県、市長会及び町村会が連名で要望する方向で調整中